

4 源泉所得税

統計表を見るに当たって

この章の統計表は、平成14年分の源泉所得税課税状況、源泉徴収義務者数等の状況について、全数調査若しくは標本調査により調査・集計したものである。

源 泉 徴 収 税 率 等	
利 子 所 得	源泉分離課税適用分 15%
配 当 所 得	源泉分離選択課税適用分 35%
	総合課税適用分 20%
(注) 公募投資信託等(公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。)の収益の分配及び特定投資法人の投資口の配当等については、源泉分離課税として15%の税率が適用される。	
給 与 所 得	「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)
退 職 所 得	課税退職所得金額に応じ、所定の税率を適用して求めた額 (略)
	「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合 20%
報 酬 ・ 料 金 等	原稿料等(所得税法第204条第1項第1号)
	弁護士・税理士等(同第2号)
	職業野球選手、騎手、プロサッカーの選手、
	プロテニスの選手等(同第4号)
	芸能等についての出演、演出等(同第5号)
	契約金(同第7号)
	1回の支払金額 { 100万円までの部分 10%
	{ 100万円超の部分 20%
	(控 除 額)
	司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号) { 1回の支払金額につき1万円
	職業拳闘家(同第4号) { " 5万円
	外交員、集金人、電力量計の検針人(同第4号) { 月中の支払金額につき12万円
	バー、キャバレーのホステス等(同第6号) { 1回の支払金額につき(5千円×日数)
	広告宣伝の賞金(同第8号) { " 50万円
	競馬の馬主が受ける賞金(同第8号、第174条) { 1回の支払賞金額につき
	(賞金額の20%+60万円)
	診療報酬(同第3号) { 月分の支払金額につき20万円
	芸能法人(所得税法第174条) }
生命保険契約等	
に 基 づ く 年 金 (支払う年金の額-その年金の額に対応する保険料又は掛金の額) × 10%
	(年額25万円以上の場合)
上場株式等に係る	
譲 渡 所 得 等	源泉分離(選択)課税適用分 譲渡利益金額(一部を除き譲渡代金の5.25%相当額) × 20%